

財 関 第 784 号
令和元年 6 月 13 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 中 江 元 哉

石油の数量査定及び価格鑑定について等の一部改正について

石油の数量査定及び価格鑑定について（昭和34年2月12日蔵税第199号）等の一部を下記のとおり改正し、令和元年7月1日（ただし、下記別紙3のうち7の9-4、67の8-2及び94-2、別紙6-23並びに別紙6-33のうち税関様式C第9345号に係る部分については、令和元年9月30日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

なお、この通達の実施に併せて「税関官署の開庁時間について」（平成20年3月31日財関第348号）は廃止する。

記

第1 石油の数量査定及び価格鑑定についての一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 重量取引が行われているバルク石油製品の重量計算に大気浮力補正を考慮することについて（昭和43年5月13日蔵関第518号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 關税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第5 特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）の一部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第6 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

1. 税関様式C第5020号を別紙6-1のように、税関様式C第5604号を別紙6-2のように、税関様式C第5610号を別紙6-3のように、税関様式C第5610号-1を別紙6-4のように、税関様式C第5612号を別紙6-5のように、税関様式C第5612号-1を別紙6-6のように、税関様式C第5620号を別紙6-7のように、税関様式C第5634号を別紙6-8のように、税関様式C第5639号を別紙6-9のように、税関様式C第5728号を別紙6-10のように、税関様式C第5753号を別紙6-11のように、税関様式C第5804号を別紙6-12のように、税関様式C第5810号を別紙6-13のように、税関様式C第5810号-1を別紙6-14のように、税関様式C第5811号を別紙6-15のように、税関様式C第5812号を別紙6-16のように、税関様式C第5812号-1を別紙6-17のように、税関様式C第5813号を別紙6-18のように、税関様式C第5821号を別紙6-19のように、税関様式C第5839号を別紙6-20のように、税関様式C第5928号を別紙6-21のように、税関様式C第5953号を別紙6-22のように改め、税関様式C第9340号の次に税関様式C第9345号として別紙6-23を加える。
2. 税関様式T第1000-2号を別紙6-24のように、税関様式T第1010号を別紙6-25のように、税関様式T第1020号を別紙6-26のように、税関様式T第1040号を別紙6-27のように、税関様式T第1050号を別紙6-28のように、税関様式T第1060号を別紙6-29のように、税関様式T第1340号を別紙6-30のように改める。
3. 税関様式P第7700号を別紙6-31のように改める。
4. 税関様式F第1260号を別紙6-32のように改める。
5. 別紙6-33「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第7 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第8 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改正する。

別紙8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第9 製造たばこの小売定価の認可の申請等に伴う輸入価格確認事務取扱要領（昭和60年3月27日蔵関第320号）の一部を次のように改正する。

別紙様式を別紙9のように改める。

第10 分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）の一部を次のように改正する。

別紙10「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第11 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律等の施行に伴う関税等の取扱いについて（平成12年3月31日蔵関第269号）の一部を次のように改正する。

別紙11「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第12 知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について（平成20年3月31日財関第351号）の一部を次のように改正する。

別紙12「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。